

令和８年度
アクティブやないネーミングライツパートナー
募集要項

令和８年１１月

柳　井　市

１　趣旨

民間事業者との協働の下に、市が所有する施設を有効に活用し、新たな歳入の確保並びに施設サービスの維持及び向上を図ることを目的として、アクティブやないのネーミングライツパートナーを募集します。

２　対象施設

アクティブやない（柳井市柳井３７１８番地１６）　　【平成１１年９月開館】

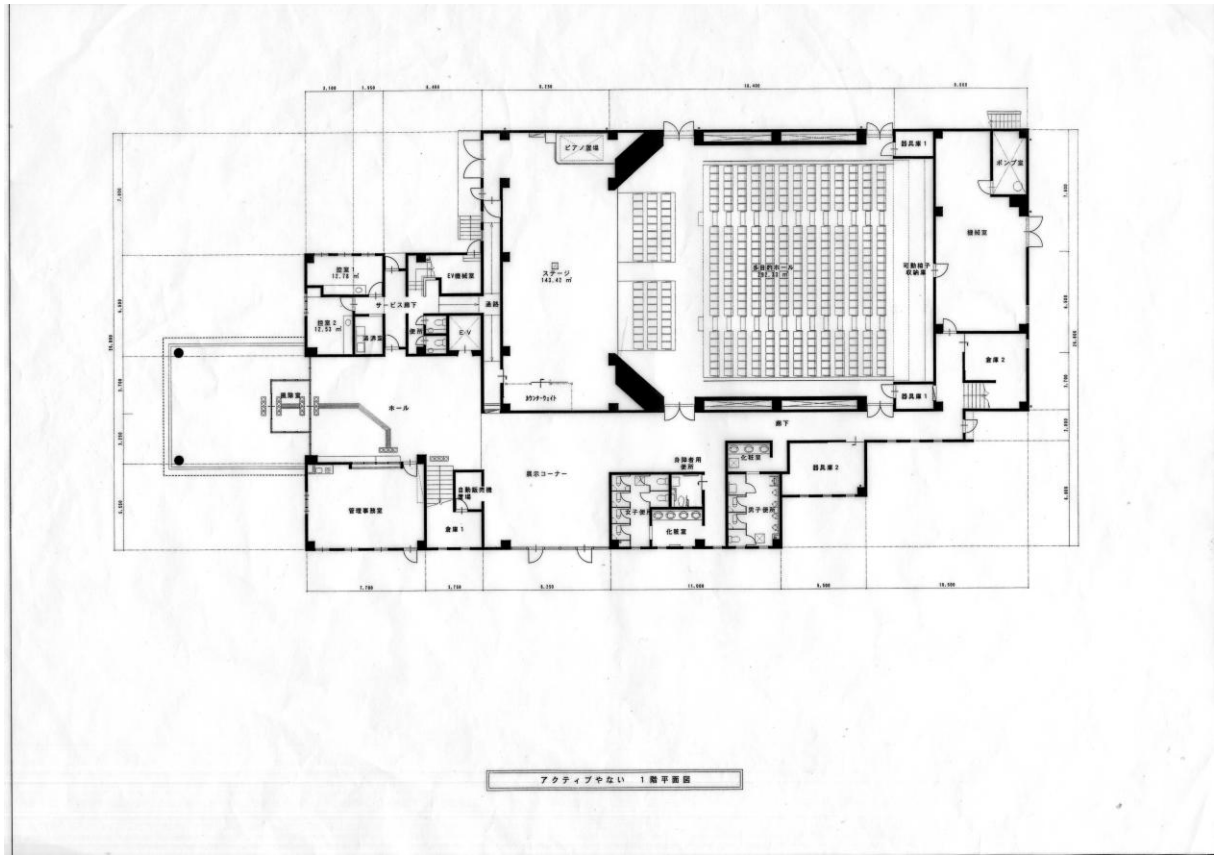
（１）敷地面積　　３，９７５㎡

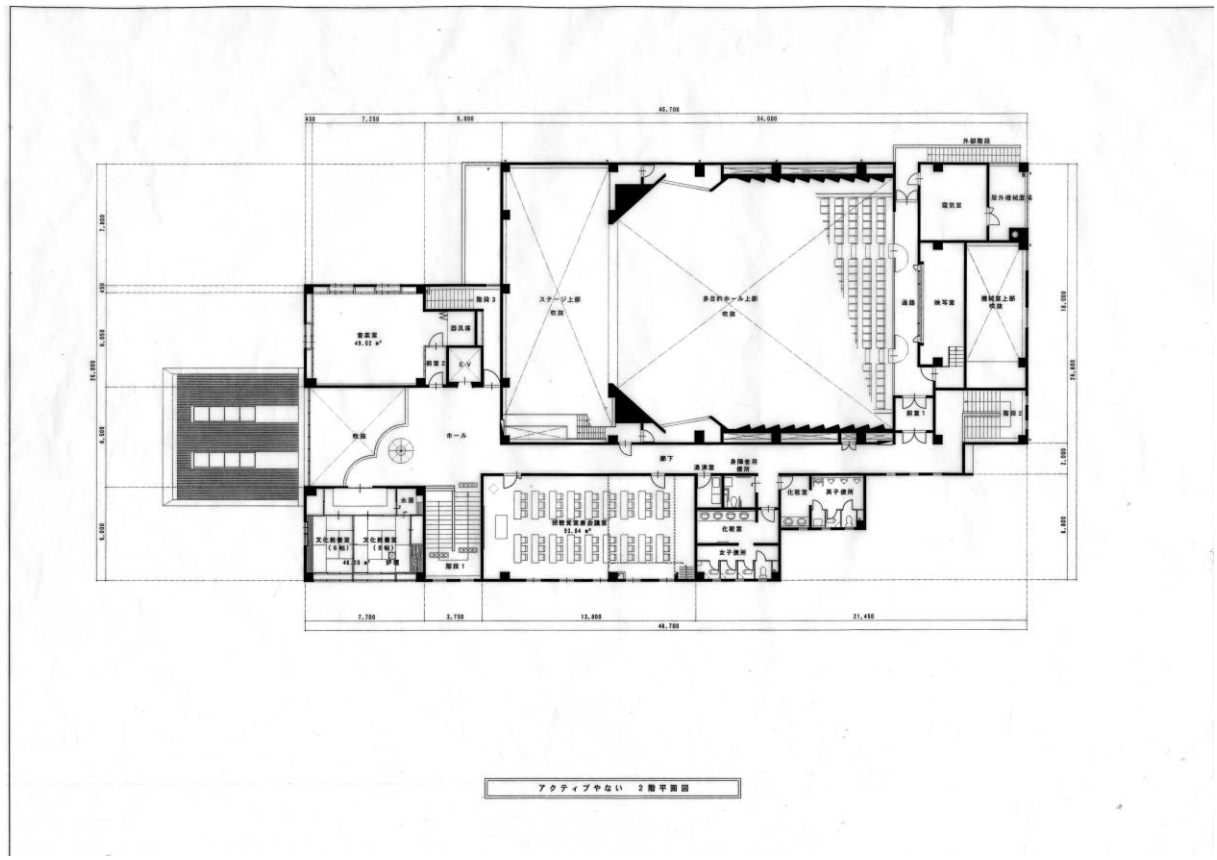
（２）延床面積　　１，５７９㎡（１階 1,068 ㎡、２階 511 ㎡）

（３）主要施設概要

施設名	面積	施設概要
① 多 目 的 ホ ー ル	２９２㎡	可動席（前）　５４席　（後）　３１２席 計　３６６席 バドミントンコート１面
②ス テ ー ジ	１４３㎡	【照明設備】 サスペンションライト・シーリングライト フロントサイドライト・ビンスポットライト ホリゾントライト・ボーダーライト 【音響設備】 音響調整卓（YAMAHA DM7 Compact）一式 ステージスピーカー 他 【舞台設備】 緞帳・スクリーン・バトン 他 演台・花台・平台・ピアノ 他 イス４０・机１２・展示パネル４０ ※間口１０．５m 天地５m 奥行７m
③控 室 １ ・ ２	２５㎡	イス各３・アームチェア各２・テーブル各１
④視 聴 覚 室	９３㎡	机１８・イス５４・講演台１ 視聴覚機器（ﾋﾞﾃﾞｵﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾀｰ・ｶｾｯﾄ・CD・DVD・小型ｽｸﾘｰﾝ 他）
⑤音 楽 室	４９㎡	机８・イス２４・ピアノ・カラオケ
⑥文化教養室（和室）	４６㎡	座卓１０・炉壇・水屋
そ の 他		インターネット接続設備 ビデオプロジェクター

（４）平面図





３　契約期間

原則として令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までの３年間とします。

４　募集する提案内容

（１）ネーミングライツ料

ネーミングライツ料及びその支払方法は、次のとおりとします。

① ネーミングライツ料は、年額２００万円以上（消費税及び地方消費税を除く。）の額を提案してください。

② ネーミングライツパートナーは、契約期間中、各年度分のネーミングライツ料を当該年度の５月末日までに柳井市へ支払うものとします。

（２）施設の愛称

次の点にご留意の上、契約した場合に使用することを希望する施設の愛称案をご提案ください。なお、愛称は既存の施設名称に限定するものではなく、新たな施設愛称を提案することができます。また、愛称の正式決定は、ネーミングライツパートナーの選定後、市と協議の上、決定するものとします。

① 公共施設にふさわしく、市民及び利用者の理解が得られる愛称であること。

② 愛称には、法人名、商品名又はブランド名を含めることができます。

③ 愛称に併せてロゴマークを提案することもできます。

④ 柳井市広告掲載要綱及び柳井市広告掲載基準に適合するものであること。

⑤ 契約期間中における愛称の変更はできません。

⑥ 今回募集する愛称は、条例等で定める施設の正式名称とは異なります。

⑦ ネーミングライツの権利を第三者に譲渡し、又は貸与することはできません。

５　ネーミングライツパートナーのメリット

（１）市が設置する対象施設に関する看板以外に、敷地内において、市との協議により愛称表示の看板を設置及び表示することができます。ただし、法令に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合があります。

（２）対象施設の状況、利用条件、使用内容及び日程等を柳井市と協議・調整することにより、年間３日以内の範囲で、無償で対象施設を使用することができます。

（３）柳井市の広報紙、印刷物やホームページで決定した愛称を記載するなどし、その愛称の定着と普及に最大限の努力をします。

（４）対象施設の愛称や写真については、ネーミングライツパートナーとなる法人の広報、広告及び販売促進等のために使用することができます。

（５）契約期間終了後の契約継続については、優先交渉権が与えられます。

６　愛称表示の使用に伴う費用負担

（１）愛称表示の使用に伴う対象施設の敷地内における看板の設置、変更及び維持管理に要する費用については、ネーミングライツパートナーの負担とします。

（２）道路標識等の案内看板の設置及び変更については、道路管理者等関係機関との協議は柳井市が行いますが、 設置及び変更に要する費用については、ネーミングライツパートナーの負担とします。
（３）契約期間終了時は、ネーミングライツパートナーの責任及び負担において、愛称表示のために変更した看板、案内看板等を原状に復旧するものとします。

７　知的財産権

決定した愛称及びロゴマーク等に関する知的財産権は、ネーミングライツパートナーに帰属するものとします。ただし、ネーミングライツパートナーは、市が施設の案内、広報、印刷物、ホームページその他必要な範囲において、決定した愛称及びロゴマーク等を無償で使用することを許諾するものとします。また、本件表示に関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、ネーミングライツパートナーが自己の責任と費用において解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとします。

８　応募資格

ネーミングライツパートナーに応募できる者は、法人又は法人により構成されたグループとします。ただし、次に掲げる条件に該当する者は応募できません。
（１）柳井市広告掲載基準第５条に規定する規制業種又は事業者に該当する者
（２）国税、県税及び市税を滞納している者
（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する一般競争入札の参加者の資格を有しない者
（４）柳井市から指名停止の措置を受けている者
（５）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。）が関係する者、その他これらの者の利益となる活動を行う者
（６）その他、ネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと柳井市が判断した者

９　応募方法

（１）応 募 期 限　　令和８年１２月１５日（火曜日）１７時まで
（２）提 出 書 類　　①アクティブやないネーミングライツ取得申込書（第１号様式）
②法人の概要及び直近３か年の決算報告書
③国税、県税及び市税完納証明書
④登記事項全部証明書（申込の日から３か月以内に発行されたもの）
⑤社会貢献活動等の実績及び計画（第２号様式）
（３）提 出 部 数　　各６部
（４）提 出 方 法　　窓口提出又は郵送　※応募期限内必着
（５）提　出　先　　柳井市経済部商工観光課（柳井市役所３階）
（６）質問の受付　　①質問がある場合は、質問書（第３号様式）を電子メールにより提出

してください。

②質問受付期間：令和８年１１月１２日（木）～１１月２６日（木）

③質問書による回答は質問者へ電子メールで回答します。なお、質問により、全ての応募者にお知らせすべき事項が新たに発生した場合は、質問者等が特定できない形で市ホームページに掲載します。

１０　選定及び結果通知

（１）審査は、アクティブやないネーミングライツパートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、提出された応募書類をもとに審査します。なお、選考委員会の委員構成は、審査結果の発表まで公表しません。

（２）選定委員会委員は、応募者から提出された応募書類を以下の審査項目及び主な視点に基づき、０点から配点欄に記載している点数の範囲内で採点します。

審査項目	主な視点	配点
法人の経営状況	健全な財務状況であり、契約期間中の支払能力を十分に有しているか	１０点
応募の動機	ネーミングライツ取得に対する熱意を有しているか	１０点
社会貢献活動	地域への貢献を十分に取り組んでいるか。また、今後の地域貢献が十分に見込まれるか	１０点
愛称	施設のイメージや設置目的と合致しているか。	１０点
	市民にとって親しみやすく、分かりやすいものとなっているか	１０点
ネーミングライツ料（年額）	・応募金額（年額）が最も高い者を１位とし、５０点を付与する（応募者が１者の場合も同様とする。）。 ・２位以下については、当該応募者の応募金額（年額）を１位の応募金額（年額）で除して得た割合について、小数点以下第３位を切り捨て、小数点以下第２位まで算出する。その割合に５０点を乗じた点数を付与する。	５０点
合　計		１００点

（３）選定委員会委員の採点を合算し、最高点を獲得した者をネーミングライツパートナー候補者として選定し、契約締結に向けた交渉を行うものとします。

（４） 最高点獲得者が複数の場合は、愛称に係る評価点の合計が高い者を選定します。なお同点の場合は、書面表決により選定します。

（５）応募者が１者のみの場合においても審査を行い、評価点合計が７０点以上の場合は、ネーミングライツパートナー候補者として選定します。７０点に満たない場合は、再度公募を実施します。

（６）必要に応じてヒアリングを行う場合があります。その場合は、別途通知します。

（７）審査結果は、参加者に文書で通知するとともに、市ホームページに掲載します。ただし、選定されたネーミングライツパートナー候補者以外の応募者名は公表しません。また、審査結果に対する問合せや異議申立ては一切受け付けません。

１１　契約の締結

ネーミングライツパートナー候補者に選定された応募者と協議の上、柳井市とネーミングライツに係る契約を締結します。

１２　施設の利用停止等に伴う取扱い

施設の不具合、災害その他の不測の事態により、対象施設の全部又は一部が使用できなくなった場合におけるネーミングライツ料その他の取扱いについては、市とネーミングライツパートナーが協議の上、決定するものとします。

１３　失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

（１）提出書類に虚偽があった場合

（２）審査の透明性・公平性を害する行為があった場合

（３）前２号に定めるもののほか、応募に当たり著しく信義に反する行為があった場合

１４　その他

（１）応募に関する費用は、全て応募者の負担となります。

（２）提出書類は返却しません。

（３）提出書類は本募集の選定（審査）に係る目的以外では使用しません。

１５　応募書類の提出先及び問合せ先

柳井市経済部商工観光課

〒７４２－８７１４　山口県柳井市南町一丁目１０番２号

電　話　０８２０－２２－２１１１（代表）内線３６３

ＦＡＸ　０８２０－２３－７４７４

E-mail　shokokanko@city-yanai.jp